

資料20 オーダーメイド集計及び匿名データの提供(実績)

(平成24年度末現在)

(1)オーダーメイド集計の提供実績

府省名	統計調査名	提供件数				
		21年度	22年度	23年度	24年度	累計
内閣府	(小計)	0	1	0	1	2
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	1	0	0	1
	企業行動に関するアンケート調査		0	0	0	0
	消費動向調査		0	0	1	1
総務省	(小計)	4	9	9	16	38
	国勢調査	4	8	2	8	22
	労働力調査		1	0	3	4
	家計消費状況調査		0	0	0	0
	住宅・土地統計調査		0	4	3	7
	就業構造基本調査		0	0	1	1
	社会生活基本調査		0	1	0	1
	家計調査		0	1	1	2
	全国消費実態調査		0	1	1	2
財務省	(小計)	0	1	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	1	0	0	1
	年次別法人企業統計調査		0	0	0	0
文部科学省	(小計)	0	1	0	0	1
	学校基本調査	0	1	0	0	1
厚生労働省	(小計)	0	0	1	3	4
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	1	1
	人口動態調査		0	1	1	2
	毎月勤労統計調査(特別調査)		0	0	0	0
	医療施設(静態)調査			0	0	0
	患者調査			0	1	1
農林水産省	(小計)	0	0	0	0	0
	農林業センサス	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	0	0	0
	海面漁業生産統計調査		0	0	0	0
	木材統計調査(月別・製材統計調査)				0	0
経済産業省	(小計)		0	0	0	0
	経済産業省企業活動基本調査			0	0	0
国土交通省	(小計)		1	0	0	1
	建築着工統計調査		1	0	0	1
合計		4	12	10	19	45

注)・利用目的は全て学術研究目的である。

・平成22年度については、共管調査(複数の府省が共同で行う調査)の提供実績が1件(法人企業景気予測調査(内閣府及び財務省))あり、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

・平成24年度については、1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったもの(国勢調査(総務省)、労働力調査(総務省)及び賃金構造基本統計調査(厚生労働省))がある。このため、1)総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致せず、2)各府省の小計欄の合計と合計欄の数字は一致しない。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)				
	21年度	22年度	23年度	24年度	累計
合計	4	12	10	21	47

(参考) 日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	提供件数				
		21年度	22年度	23年度	24年度	累計
総務省	(小計)	20	38	31	27	116
	学術研究目的	18	36	28	24	106
	高等教育目的	2	2	3	3	10
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	23	42	36	30	131
	学術研究目的	19	40	31	26	116
	高等教育目的	4	2	5	4	15
	全国消費実態調査	6	17	12	13	48
	学術研究目的	5	17	10	11	43
	高等教育目的	1	0	2	2	5
	社会生活基本調査	10	9	16	11	46
	学術研究目的	9	9	15	11	44
	高等教育目的	1	0	1	0	2
	就業構造基本調査	7	10	7	5	29
	学術研究目的	5	8	6	3	22
	高等教育目的	2	2	1	2	7
	住宅・土地統計調査	0	6	1	1	8
	学術研究目的	0	6	0	1	7
	高等教育目的	0	0	1	0	1
労働力調査			0	0	0	
学術研究目的			0	0	0	
高等教育目的			0	0	0	
厚生労働省	(小計)			2	5	7
	学術研究目的			2	5	7
	高等教育目的			0	0	0
	国民生活基礎調査			2	5	7
	学術研究目的			2	5	7
高等教育目的			0	0	0	
合計	合計	20	38	33	32	123
	学術研究目的	18	36	30	29	113
	高等教育目的	2	2	3	3	10

注) 1件の提供で複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と小計欄の数字は一致しない。

(参考) 統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

	提供件数 (統計調査ごとに計上した場合)				累計
	21年度	22年度	23年度	24年度	
合計	23	42	38	35	138
学術研究目的	19	40	33	31	123
高等教育目的	4	2	5	4	15

資料21 統計委員会委員名簿

(平成24年4月1日～)

委員長	樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
委員長代理	深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
委員	縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
	安部 由起子	北海道大学大学院経済学研究科教授
	川本 裕子	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
	北村 行伸	一橋大学経済研究所教授
	西郷 浩	早稲田大学政治経済学術院教授
	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
	竹原 功	(株)ニッセイ基礎研究所顧問
	椿 広計	統計数理研究所教授
	津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
	中村 洋一	法政大学理工学部教授
	廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授

注) 役職は平成25年3月末時点

資料22 統計委員会臨時委員名簿

部会名	委員名
平成25年3月31日現在臨時委員は任命されていない。	

資料 23 統計委員会専門委員名簿

(平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日)

部会名	委員名	
国民経済計算 部会	上記期間の開催なし	
人口・社会統計 部会	大江 守之 辻 一郎 中村 隆 濱 博文 宮川 めぐみ 望月 久美子	慶應義塾大学総合政策学部教授 東北大学大学院医学系研究科公衆衛生学分野教授 統計数理研究所教授 大和ハウス工業株式会社渉外部長 国家公務員共済組合連合会虎の門病院内分泌代謝科・健康管理室長 株式会社東急住生活研究所上席研究員
産業統計部会	工藤 貴史 三浦 秀樹 三木 奈都子	東京海洋大学海洋科学部准教授 全国漁業協同組合連合会漁政部次長 独立行政法人水産大学校水産流通経営学科教授
サービス統計・ 企業統計部会	中野 豊 牧野 治世子	一般財団法人日本不動産研究所研究部長 牧野不動産鑑定事務所不動産鑑定士
統計基準部会	上記期間の開催なし	
匿名データ部会	伊藤 伸介 加藤 久和 安田 聖	明海大学経済学部准教授 明治大学政治経済学部教授 一橋大学名誉教授

注 1) 平成 24 年度 (平成 24 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日) に開催された部会に属された委員を記載。

注 2) 役職は、指名時点

注 3) 基本計画部会については、統計委員会専門委員は任命された実績はない。

資料 24 統計委員会開催状況（第 55 回～第 63 回）

回数	開催年月日	審議事項
第 55 回	平 24. 4. 20	・ 諮問第 43 号の答申「社会保障費用統計（旧社会保障給付費）の基幹統計としての指定について」
第 56 回	平 24. 6. 14	・ 統計法の施行状況について
第 57 回	平 24. 9. 25	・ 平成 23 年度統計法施行状況に関する審議結果について
第 58 回	平 24. 10. 26	・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 44 号「国勢調査に係る匿名データの作成について」 ・ 諮問第 45 号「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 諮問第 46 号「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」
第 59 回	平 24. 11. 28	・ 専門委員の発令等について ・ 諮問第 47 号「住宅・土地統計調査の変更について」 ・ 諮問第 48 号「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」 ・ 部会の審議状況について
第 60 回	平 24. 12. 21	・ 部会に所属すべき委員の指名について ・ 諮問第 46 号の答申「法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について」 ・ 部会の審議状況について
第 61 回	平 25. 1. 25	・ 諮問第 45 号の答申「国民生活基礎調査の変更について」 ・ 諮問第 49 号「埋蔵鉱量統計の指定の解除について」 ・ 部会の審議状況について
第 62 回	平 25. 2. 15	・ 諮問第 44 号の答申「国勢調査に係る匿名データの作成について」 ・ 諮問第 47 号の答申「住宅・土地統計調査の変更について」 ・ 諮問第 48 号の答申「漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について」
第 63 回	平 25. 3. 28	・ 諮問第 50 号「経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について」 ・ 専門委員の発令等について

資料 25 統計委員会が軽微な事項と認めるもの

「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて

平成 21 年 3 月 9 日

統計委員会決定

- 1 (1) 統計法（平成19年法律第53号）第9条第4項における「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」とは、例えば、次に掲げるような場合を指すものとする。

- ① 他の法令の制定又は改廃、制度の改正、統計基準の変更等に伴い当然必要とされる事項の変更
- ② 市町村の配置分合等地域の名称の変更に伴う調査地域の変更
- ③ ローテーション調査における調査対象又は調査事項の周期的（定期的）変更
- ④ 特例的に設定された調査期日を通常の調査期日に戻す変更
- ⑤ 調査方法又は集計方法の変更のうち、調査内容や集計内容に与える影響が大きいもの
- ⑥ 集計結果の公表方法及び公表期日について、統計利用者の利便に資する観点から行う変更
- ⑦ 災害の発生に伴う調査地域からの除外又は調査の延期
- ⑧ 実質的な内容変更を伴わない調査要綱（申請事項）の表現ぶりや調査票様式の変更
- ⑨ 統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更

- (2) 上記の例示によっては軽微な事項かどうか判断しがたい場合は、委員長及び関係する部会の長が、軽微な事項か否かを判断するものとする。

- 2 軽微な事項に該当すると判断された申請案件については、当該申請案件の処理後、委員会が総務省政策統括官（統計基準担当）から処理結果の報告を受けるものとする。

附 則

- 1 この決定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成19年10月5日付け統計委員会決定「「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」はこの決定の施行をもって廃止する。

資料26 統計委員会における審議結果への対応状況（国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化）

意見事項	国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化（年次・四半期推計に関する諸課題、統計リソースの確保及び配分の在り方並びに有効活用）
担当府省名	内閣府（経済社会総合研究所国民計算部）
平成二十三年度審議結果における基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第I期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAへの対応など現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表の下で推進することについても検討する必要がある。 ○ また、内閣府は、施策の推進に当たっては、引き続き、オープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省等との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。
平成二十四年度における取組実績	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、工程表の通り進めている。また、国民経済計算における一次統計等の課題についても、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁と検討を行った。 ○ 特に2008SNAへの対応、生産側QE、分配側QEの開発等について、次回基準改定（平成28年目途）に向けて、有識者を招いた研究会を立ち上げた。 ○ また、平成24年12月には、別途検討を行ってきた代替推計手法を組み合わせながら、経済産業省から提供を受けた「平成24年経済センサスー活動調査」の数値を活用して製造業の出荷額、在庫増減額、中間投入額を推計し、平成23年度国民経済計算確報として、公表した。 ○ 体制の充実については、基本計画の諸課題に対応するため、外部の研究者の協力を得るとともに、25年度の定員に関しては2名の増員を行った。
平成二十五年以降の対処方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクトチームごとに、統計委員会における御議論も踏まえつつ、この工程表に基づき検討・作業を進めていく。また、2008SNAへの対応等について、引き続き有識者を招いた研究会を中心に検討を行っていく。 ○ 国民経済計算における一次統計等の課題については、基本計画で示された各課題に関連した事項について関係省庁とともに検討を進めていく。